

## 事前点検シート

計画主体名	山梨県	
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H24	
総事業費(交付金)	600,000千円(330,000千円)	
1 計画全体について		
項 目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	「地域間交流等の促進に資する太陽光発電施設」を事業活性化計画目標としており実施要領の第4の1の(2)に合致している。当該施設の整備に伴う地域におけるCO2排出削減により、地域の自然環境保全が出来ると共に当該施設を核として地域間交流の推進を行う事を目的としており、法律及び基本方針と合致している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調剤等が図られているか	○	県策としての「山梨県地球温暖化対策実行計画」(平成21年3月制定)により農村地域のCO2排出削減が定められており、本事業は当該計画に基づき実施を行う。更に「山梨グリーンニューディール計画」(平成21年6月制定)においても農村地域での太陽光発電施設設置が位置づけられている。また、北杜市農業振興計画においても、「地域農業の情報発信として市内に存在する施設を訪れる都市住民に向けて地域農業の紹介や新規参入への情報提供を行い、新たな就業の確保を図る」とあるなど交流による農村地域の活性化を掲げており、施策との調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本県では、平成21年から、「やまなしグリーンディール計画」に基づき、農村地域低炭素化社会の実現に向けた取り組みを推進しており、太陽光発電の農村地域への導入促進を重点施策として、位置づけており、県の計画に基づくモデル事業として、県が事業として行ない、また、北杜市明野町は、日照時間日本一の地区であり、安定した発電量が期待でき、同市は、総務省の「環境都市」に応募するなどエネルギー施策を積極的に推進している展開しているため、自然・資源保全施設の整備を奨励した地域の活性化に対する地域の強い要望を踏まえ、市が事業の実施を希望していることから、合意形成については問題はない。
事業の推進体制は確立されているか	○	市、茅ヶ岳土地改良区、施設管理者である(財)北杜市農業振興公社と連携を行い推進体制を確立している。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	活性化計画の目標である交流人口の増及び環境学習の取組の活発化に資するとして事業活性化目標を太陽光発電施設を活用した先進的な農業基盤の確立による地域間交流の増及び自然環境の保全に向けた取り組みとしているため、整合性が確保されている。(法第五条第2項第3号二)
計画期間・実施期間は適切か	○	目標達成見込み及び事業量・事業費及び電気事業者との協議に必要日数から判断して計画期間5年実施期間4年間としている。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	$600,000,000円 * 55\% = 330,000,000円$ (交付限度額) $\leq 330,000,000円$ (交付金要望額) 本地域は特定農山村法の指定地域であり実施要領別表2要件別表33の規定により交付率55%とする

## 2 個別事業について

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	—	自力又は他の助成からの切り替えでない新規事業である。
増設策等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	他の事業との合体施工や古材等を利用して整備を行うものではない。

<p>交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか</p>	<p>○</p>	<p>国税庁「原価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2」における「55 前掲の機械及び装置以外のもの」の「主として金属以外のもの」の17年を適用しており5年以上である。</p>
<p>事業による効果の発現は確実に見込まれるか</p>	<p>○</p>	<p>平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知(平成19年8月28日付け18企第1596号農林水産省農村振興局通知)に基づき、土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針により算定されている。</p>
<p>費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)</p>	<p>○</p>	<p>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定された投資効果率は1.02であり、1.0以上である。</p>
<p>上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか</p>	<p>○</p>	<p>事業内容は、実施要綱第3項(1)交付対象事業の(1)にある別表において(4)その他省令で定める事業の事業名欄にある地域資源循環活用施設に該当している。事業実施主体は、同表の事業実施主体欄にある山梨県に該当する。また本地区は産業振興地域内であり、県施策としての山梨県地球温暖化対策実行計画「山梨県地球温暖化対策実行計画」中に温室効果ガス排出量の部門別削減目標の中で、再生可能エネルギー削減が期待される。発電による電力は近隣の農業関連施設への供給を行う</p>
<p>事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか</p>	<p>○</p>	<p>完成後は、北杜市の財産となるが、同市は、新エネルギービジョンの策定を行ないエネルギー施策を積極的に展開しており、その施策の中で、適正に維持管理を行なっていくことから、目的外使用のおそれはない。また、事業規模は、地域内におけるかんがい用のポンプ等の農業のための施設に供給を行ないその需要量の範囲内であることから、目的外使用に該当しない。</p>
<p>個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか</p>	<p>○</p>	<p>完成後は、北杜市の財産となるが、同市は、新エネルギービジョンの策定を行ないエネルギー施策を積極的に展開しており、その施策の中で、適正に維持管理を行なっていくことから、目的外使用のおそれはない。また、事業規模は、地域内におけるかんがい用のポンプ等の農業のための施設に供給を行ないその需要量の範囲内であることから、目的外使用に該当しない。</p>
<p>施設等の利活用の見直し等は適正か</p>	<p>○</p>	<p>県内の同種の資源活用施設の施工地区において年間約1200人の来訪者があり市全域の学校教育に利用されており本地区でも同様に交流活動が見込める。</p>
<p>地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか</p>	<p>—</p>	<p>該当なし</p>
<p>近隣市町村の類似施設等の既存状況と利用状況等を踏まえているか</p>	<p>○</p>	<p>宿泊等を行う施設では無い為、通常の活用を想定している。</p>
<p>利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか</p>	<p>○</p>	<p>発電施設による発電量は、周辺農業施設の需要量を考慮した、適切な施設規模であり、施設整備は妥当であると判断される。設置場所は施工済み箇所と隣接しており、農地としての利用価値が低く活用が難しい法面を有効活用し、遮蔽物が無く発電施設の設置には適しており一体的に設置をすることにより、より効率的に電力供給が行えると共に地区の温室効果ガス排出削減に大きく寄与出来ると考えられる。また、周辺にある既存施設を活用し、研修などを行い、地域と連携し受入体制を整備することで都市と農村交流として位置づけられると考えている。</p>
<p>施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか</p>	<p>○</p>	<p>発電施設による発電量は、周辺農業施設の需要量を考慮した、適切な施設規模であり、施設整備は妥当であると判断される。設置場所は施工済み箇所と隣接しており、農地としての利用価値が低く活用が難しい法面を有効活用し、遮蔽物が無く発電施設の設置には適しており一体的に設置をすることにより、より効率的に電力供給が行えると共に地区の温室効果ガス排出削減に大きく寄与出来ると考えられる。また、周辺にある既存施設を活用し、研修などを行い、地域と連携し受入体制を整備することで都市と農村交流として位置づけられると考えている。</p>
<p>事業費精算等は適正か</p>	<p>○</p>	<p>供給対象施設の需要量は年間約60万kwhの電力量が必要であり、今回増工する分を含めた年間総発電電力量も約60万kwhと需要範囲内での施設規模決定である。また、農地としての利用価値が低く、活用が難しい法面に太陽光発電施設を設置することで土地の有効活用を行なっており、当該施設周辺にまとまった面積の余地が無く今回の計画地への施工が最適であると考えている。</p>
<p>過大な積算としていないか</p>	<p>○</p>	<p>積算は、当地区の実績に基づいて、積算をしており、過大な積算とはなっていない。</p>
<p>建設・整備コストの低減に努めているか</p>	<p>○</p>	<p>本地域では周辺にある既存施設の活用により研修などを行い、新たな施設の設置はしない。</p>
<p>障害施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	<p>○</p>	<p>周辺にある既存施設の活用により研修などを行い、地域と連携し受入体制を整備することで都市と農村交流に資するものも考えている。</p>
<p>備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)</p>	<p>○</p>	<p>備品は交付対象としていない。</p>

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から動案して適正か	○	本計画を実施する北杜市の日照時間は年間2,081時間で全国平均(1,934時間)に比べて長く、特に本施設の設置箇所の同市明野町は、従来から日照時間日本一をキヤッチし、太陽をテーマに県内外へPRしている。特に太陽の花とされるひまわりは地域の象徴でもあり、夏季に開催されるサンフラワーフェスは全国的にも有名である。このような地域に太陽光発電施設を整備することは、他地域より付加価値は高いものと考えられ、都市と農村の交流を促進するために設置を行う適地であると考えられる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	当該用地は農業振興公社の所有地であり、区画整理工事後に、北杜市の農新計画の見直しに合わせて農業用施設用地に設定されている。また、当該用地は農業振興公社の所有地であり、市と公社で使用協定を結ぶ予定であり、借地は行わない。今回整備する太陽光発電施設は、二酸化炭素の削減や電力供給による地域農業の振興を目的とし、近隣農家も使用可能なかんがいポンプ、育苗施設、堆肥センターへ電力を供給するものであり、あくまでも農業関連に活用することが担保されているものであり、農業用施設の付帯施設として整備するものである。そのため、その用地は農振法第3条第4号に規定する農業用施設に設置する。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	-	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	-	該当なし
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第826号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	-	該当なし
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	財政と協議を行ない、適正な資金調達計画と償還計画が策定を行なっている。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	県の公共工事の発注方式により、一般競争入札若しくはこれと同等の方法による適切は執行を行なう。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	整備した施設は県の条例に基づき市が県から譲与を受けて維持管理していくことを前提としていくことから、維持管理計画は問題ない。更新に必要な資金は市の財源による。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	市のエネルギー施策に基づき、農村地域における安定したクリーンエネルギーの一層の確保と環境施策への意識向上に資するためのモデル的な施設であり、適正な管理運営を行なうことで、十分な効果を発揮できるものと考えている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	○	他の事業との合体施工等を行うものではない。
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	-	該当なし

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。  
注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。